

2022年12月21日 全10頁

令和5年度税制改正大綱解説—相続・贈与税 格差固定化防止等の観点から 生前贈与の相続税対象期間は3年⇒7年へ

相続時精算課税は使いやすく、贈与税非課税措置は継続

金融調査部 研究員 斎藤航

[要約]

- 2022年12月16日に自由民主党・公明党は「令和5年度税制改正大綱」（以下、大綱）を取りまとめた。
- 大綱では、①生前贈与の相続税対象期間の延長（現行：死亡前3年以内→大綱による改正：死亡前7年以内）、②相続時精算課税の使い勝手の向上（現行：少額でも贈与を受ければ申告の必要あり→大綱による改正：年間110万円までは非課税で申告不要）の改正を行うとしている。計画的な贈与による富裕層の税負担の軽減に一定の歯止めがかかるものと思われる。
- 格差の固定化につながるとして廃止の議論がされていた結婚・子育て資金、教育資金贈与税非課税措置については、条件を厳しくした上で、適用期限が延長されることとなった。

1. はじめに

2022年12月16日に自由民主党・公明党は「令和5年度税制改正大綱」（以下、大綱）を取りまとめた。大綱をもとに作成された税制改正法案が国会に提出され、2022年度内に改正法が成立する見込みである。

2023年度税制改正大綱における注目点の一つとして、相続・贈与税関連の改正がある。

「資産移転の時期の選択により中立的な」税制の構築に係る点としては、①生前贈与の相続税対象期間の延長（現行：死亡前3年以内→大綱による改正：死亡前7年以内）、②相続時精算課税の使い勝手の向上（現行：少額でも贈与を受ければ申告の必要あり→大綱による改正：年間110万円までは非課税で申告不要）の改正を行うとしている。

また、結婚・子育てや教育を目的に子供や孫に資金を贈与する場合に一定額まで贈与税を非課税にする措置については、2023年3月末に期限を迎える予定であったが、条件を見直した上で、教育資金については3年、結婚・子育て資金については2年延長するとしている。

2. 資産移転の時期の選択により中立的な税制の構築について

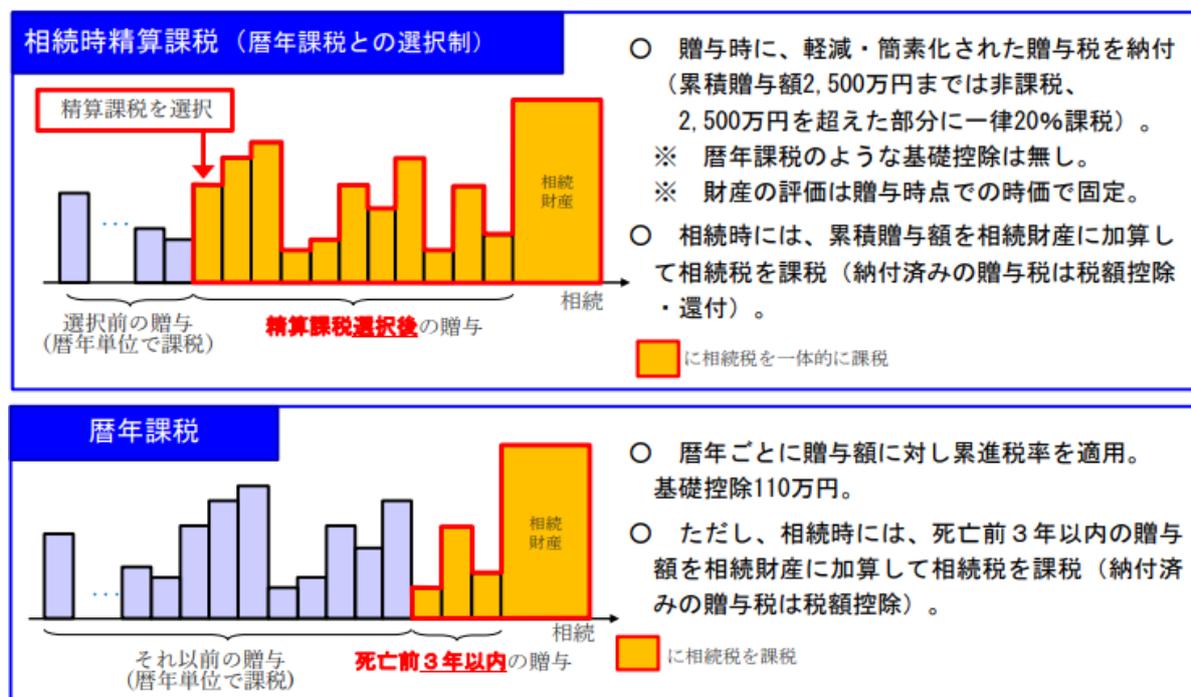
2.1. 「資産移転の時期の選択により中立的」な税制とは

わが国の贈与税では、納税者が暦年課税と相続時精算課税のいずれかを選択できる(図表1)。

暦年課税は、その年の1月1日から12月31日までの1年間に受贈者(財産を受け取る者)が贈与を受けた財産の額を計算し、その額に応じた贈与税を支払う制度である。1年あたり受贈者1人につき110万円の基礎控除が認められ、基礎控除を超えて受け取った額につき10%~55%の税率で贈与税が課される。暦年課税では原則として1年ごとに独立して贈与税が計算される。ただし、贈与時から3年以内に贈与者(財産を与えた者)が死亡した場合には、死亡前3年以内の贈与は相続財産に持ち戻して相続税の課税対象になる。

相続時精算課税は、この方法を選択した年分以降、贈与により受贈者が受けた財産の額が累計され、相続時に相続財産と合わせて相続税の課税対象となる制度である。贈与時は受贈者1人2,500万円の特別控除額までは贈与税が課されず、累計2,500万円を超えた贈与に対して一律20%の税率が贈与税として課される。最終的に相続時に、贈与を受けた累計額が相続財産に加算され、相続税額が決定される(納付済みの贈与税は相続税から控除され、贈与税の方が相続税よりも大きければその分が還付される)。そのため、相続時精算課税を選択した場合、その後の財産の移転時期によらず、最終的な贈与税額と相続税額の合計額が原則変わらなくなる¹。

図表1 日本の相続・贈与税の概要(現行制度)



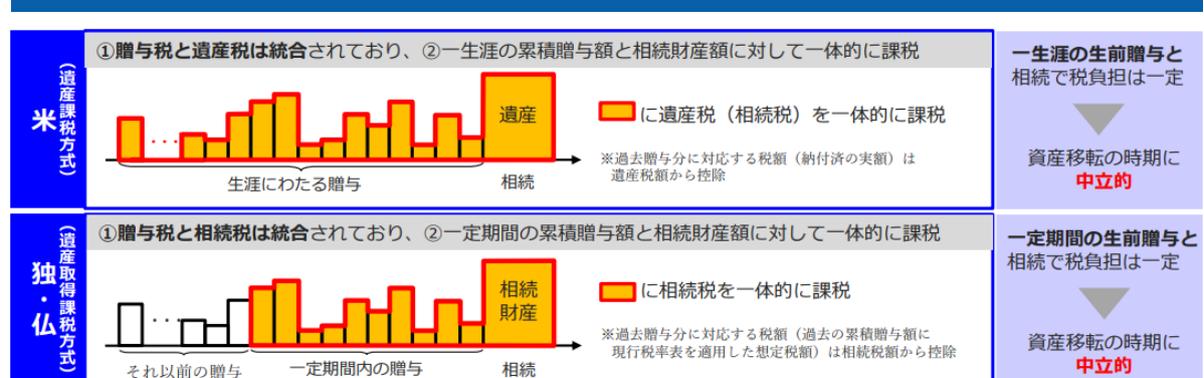
(出所) 財務省「説明資料〔資産課税(相続税・贈与税)〕」(令和4年11月8日(火)税制調査会)

¹ 相続時精算課税では、贈与をした財産の評価額は贈与時の時価となる。そのため、贈与時から相続時までの財産の時価の変動により、厳密には、資産移転の時期の選択による税負担の差は生じ得る。

相続時精算課税のように、資産の移転の時期（や回数、金額）にかかわらず、最終的な贈与税額と相続税額の合計額が原則一定となることを「**資産移転の時期の選択に中立的**」であるという。一方で、受贈者が暦年課税を選択した場合、最終的な贈与税額と相続税額の合計額が財産の移転時期により大きく異なるため、資産移転の時期の選択に中立的ではない。

他方、相続時精算課税とは異なる仕組みで、資産移転の時期の選択に概ね中立的な制度を持つ国も存在する（図表 2）。米国では、一生涯の累積贈与額と相続財産額に対して一体的に課税されている。ドイツ・フランスでは相続前の一定期間（ドイツでは 10 年、フランスは 15 年）の累積贈与額と相続財産額に対して一体的に課税されている。こうした米国、ドイツ、フランスなどの例を参考にして、資産移転の時期の選択により中立的な税制の構築に向けた改正の議論が行われていた。

図表 2 米国・ドイツ・フランスの相続（遺産）・贈与税の概要



（出所）財務省「説明資料〔資産課税（相続税・贈与税）〕」（令和 4 年 11 月 8 日（火）税制調査会）

具体的な議論の進捗としては、令和 4 年度の大綱で、格差の固定化防止の観点から見直すという与党としての問題意識が示されていたほか、2020 年 11 月の政府税制調査会で相続税・贈与税に関する専門家会合を設置して議論を進めていくことが決定されていた。その後、政府税制調査会ではしばらく目立った動きがなかったが、2022 年 10 月から専門家会合による議論が開始され、3 回の会合を経て、当面の対応として以下のように提言された。

- ・相続時精算課税の使い勝手を向上させるべきではないか（相続時精算課税を選択した場合、少額の贈与であっても申告義務が生じるが、少額贈与に係る申告や記録管理の事務負担を軽減する観点から、一定の少額以下は課税しないことも考えられる等）
- ・暦年課税の加算期間を現行の 3 年間から延ばすことが適当ではないか

こうした政府税制調査会による提言も踏まえながら、与党税制調査会で議論が行われ、令和 5 年度の大綱で、改正の方針が定まった。

2.2. 「資産移転の時期の選択により中立的」な税制の構築はなぜ必要か

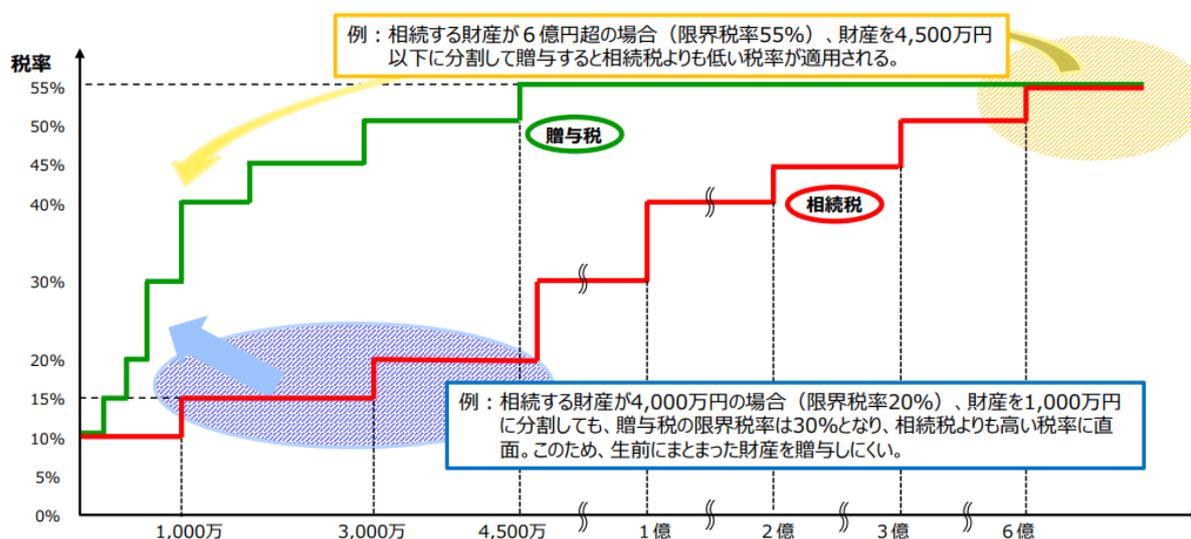
日本では相続税と贈与税は別個の税体系となっており、資産の移転が「相続」によって行われ

るか、生前の「贈与」によって行われるか、また「贈与」の場合にはその時期をいつにするかによって、税負担が大きく異なる。このことが、「資産移転の時期の選択」に歪みをもたらしているものと考えられる。

日本では、相続税よりも贈与税の方が累進税率の上昇ペースが急であるため、(自分が亡くなった際の相続について) 相続税の税率が 10%~20%程度となる見込みの人(将来の相続財産が比較的少ない層の人) が生前贈与を行うと、(相続時まで資産の移転を待つよりも) 税負担が増加しやすく、贈与税は生前贈与に抑制的に働いていると考えられる(図表 3)。

他方、相続税の最高税率(55%)が適用されるだけの相続財産を有する富裕層にとっては、資産を生前に分割して贈与することで、それよりも低い税率の贈与税の負担で資産を移転することが可能となっている。この点では贈与税は、資産の計画的な贈与を促すよう働いていることが考えられる一方で、相続税の累進負担を回避することができ、格差の固定化につながるのではないかという懸念があるとされている。さらに、令和 5 年度の大綱では、「高齢世代が保有する資産がより早いタイミングで若年世代に移転することとなれば、その有効活用を通じた経済の活性化が期待される」とも記述されており、生前贈与により若年世代へ早期の資産移転を図りたいという意図もみられる。従って、「資産移転の時期の選択により中立的」な税制の構築の目的としては、格差の固定化防止に留意しつつ、生前贈与をしやすい制度にしていくことと捉えることができる。

図表 3 日本の相続税と贈与税の関係



(備考) 横軸において、贈与税は「課税価格(取得財産-基礎控除額)」を、相続税は「各法定相続人の法定相続分相当額(課税遺産総額を法定相続分で按分した額)」を指す。

(出所) 財務省「説明資料〔資産課税(相続税・贈与税)〕」(令和4年11月8日(火)税制調査会)

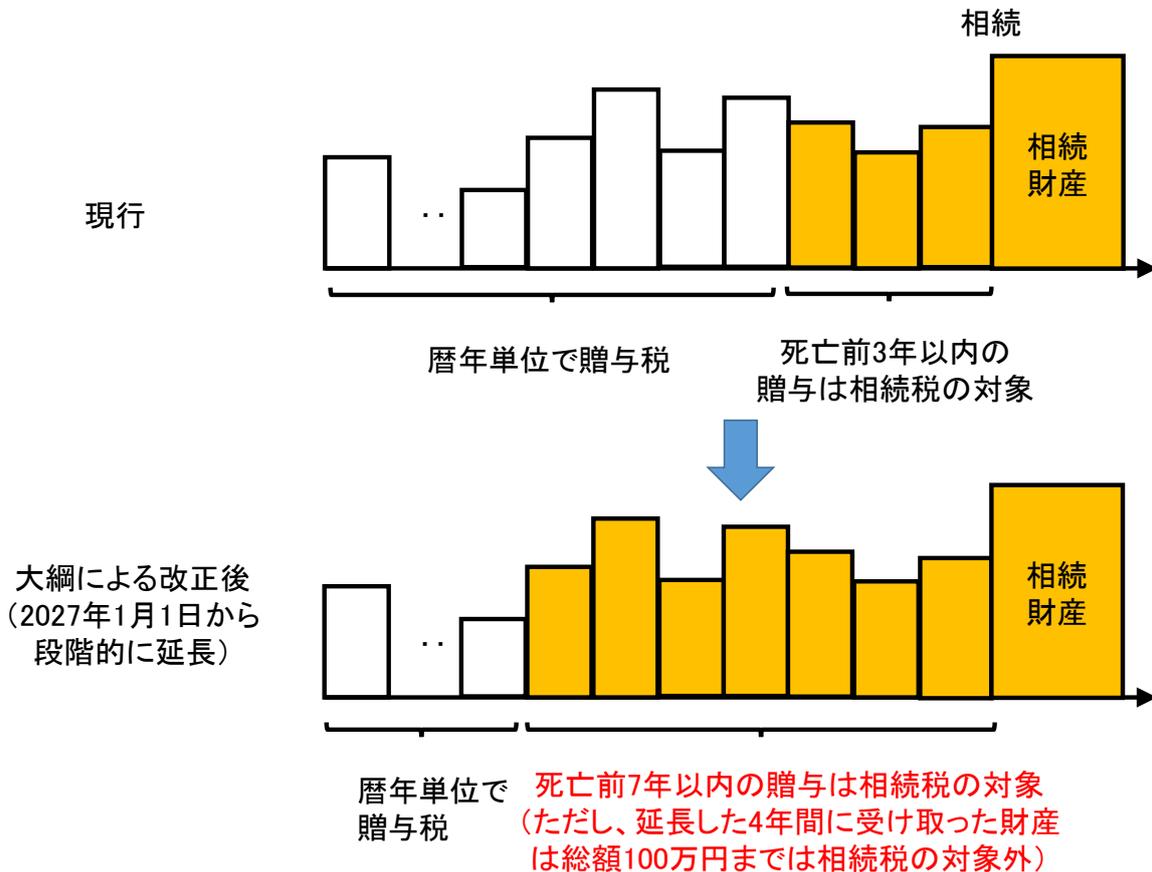
2.3. 「資産移転の時期の選択により中立的」な税制の構築に向けた改正の内容

①生前贈与の相続税対象期間の延長

ここでは、大綱による改正点を説明する。まず、大綱では、「暦年課税においても、資産移転の時期に対する中立性を高めていく観点から」、生前贈与の相続税対象期間を死亡前3年以内か

ら死亡前7年以内に延長するとしている。(図表4)。ただし、現行制度から延長した4年間に贈与により受け取った財産については、財産の合計額から100万円を控除して、相続税の対象とするとしている。「過去に受けた贈与の記録・管理に係る事務負担を軽減する」という一定の配慮がみられる。

図表4 大綱による暦年課税の改正（赤字が改正点）



(注) 赤字が大綱による改正

(出所) 大綱、法令より大和総研作成

この改正は、大綱では、「令和6年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る相続税について適用する」としか書かれていない。ただし、2023年末までの贈与については、従来通り死亡前3年前までの加算対象となることから、2024年1月から3年経過した2027年1月以後の相続等から段階的に相続税の加算期間が延長されることになるとと思われる。従って、相続税の加算期間が死亡前7年以内に達するのは、2024年1月から7年経過した2031年1月からになると考えられる。

これにより、日本の相続・贈与税はドイツ・フランスのように、一定期間（死亡前7年以内）は生前贈与と相続で税負担が概ね一定となり、与党が目指していた「資産移転の時期の選択により中立的な税制」の実現に近づく改正として評価できるだろう。

なお、現行制度では、死亡前3年以内の贈与が暦年課税の基礎控除である110万円を超えた

金額である場合は贈与税を納めるが、一度税金を納めた財産が相続税の計算で足し戻されて再び課税の対象となる際に、贈与税額の控除ができる。ただし、死亡前3年以内に（暦年）贈与した財産の贈与税が、仮に相続時に同じ財産を移転したときにかかるであろう相続税を上回ったとしても還付は行われぬ（この点で暦年課税は相続時精算課税と扱いが異なる）。大綱による生前贈与の相続税対象期間の延長後も同じ扱いになると思われることから、（7年以内に死亡する可能性も見込まれる）高齢期に差し掛かってから相続税率を上回る（暦年課税の）贈与税率で贈与する場合には、注意が必要だろう。

②相続時精算課税の使い勝手の向上

現行の制度では、相続時精算課税を選択した後は、数万円といった少額の贈与でも、申告が必要となっている。しかし、納税者が少額の贈与まですべて申告することは難しく負担が大きいこともあり、2020年度では、暦年課税の課税分の36万件に比べて相続時精算課税の課税分は4.0万件にとどまっていた²。相続時精算課税は前述の通り、資産移転の時期の選択に中立的な税制といえることから、使い勝手を向上し、利用を後押しすることが求められていた。

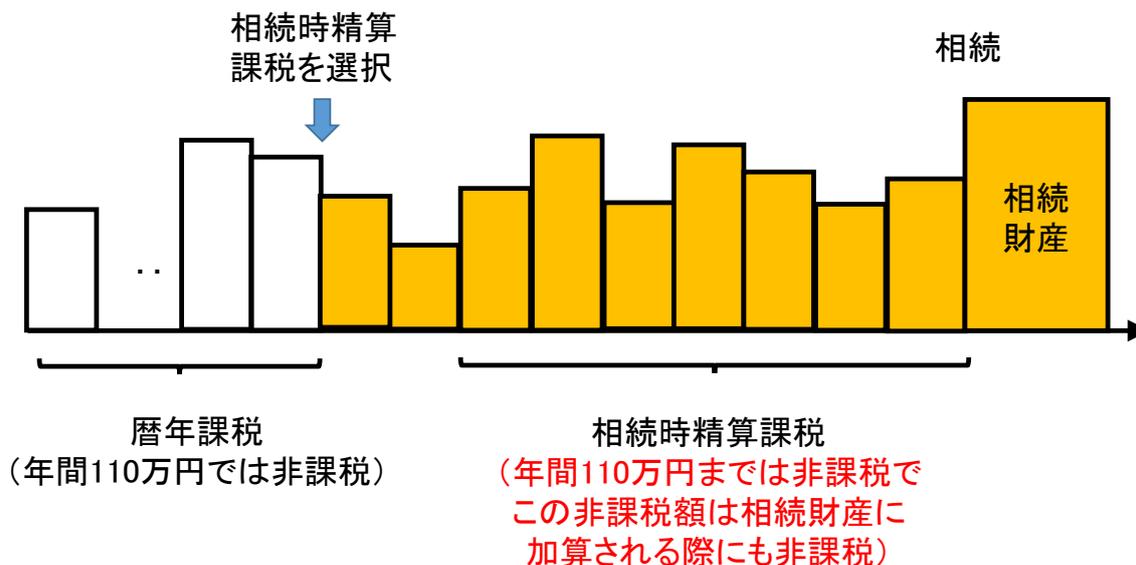
大綱では、相続時精算課税について、「暦年課税との選択制は維持しつつ、同制度の使い勝手を向上させる」と記述されている。具体的には、暦年課税と同様に、年間110万円までは非課税とし、申告を不要にするとしている（次ページ図表5）。

さらに、大綱では、「特定贈与者の死亡に係る相続税の課税価格に加算等をされる当該特定贈与者から贈与により取得した財産の価額は、上記の控除をした後の残額とする」と記述されている。つまり、相続時精算課税で、基礎控除（年間110万円）の対象となった贈与分については、相続税の計算の際にも年間110万円を控除して、それを超えた分につき相続税の対象となる。一方、暦年課税の死亡前の生前贈与の相続財産への加算には、暦年課税の基礎控除を相続税の計算の際にも控除するという仕組みになっていない。従って、改正後は、死亡前7年以内の贈与については、年間110万円が相続税の計算の際にも控除される分、相続時精算課税の方が暦年課税よりも税負担が軽くなることになると思われ、相続時精算課税を選択するインセンティブになるだろう。

上記の改正は、2024年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る相続・贈与税について適用される。

² 財務省「説明資料〔資産課税（相続税・贈与税）〕」（令和4年11月8日（火）税制調査会）

図表5 大綱による相続時精算課税の改正（赤字が改正点）



(注) 赤字が大綱による改正
(出所) 大綱、法令より大和総研作成

さらに、相続時精算課税を選択した人が贈与者（贈与をする人）から贈与により取得した一定の土地・建物について、贈与の日から贈与者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限までの間に災害によって一定の被害を受けた場合は、災害によって被害を受けた部分に相当する価額を控除してその土地・建物の相続税の対象となる価額が計算されることとしている。これにより、災害による被害で土地・建物の価値が毀損されているにもかかわらず、相続税の対象となるのは贈与時の価値のまま、という現行制度と比較すると、災害による価値の毀損を気にせず相続時精算課税を選択し、贈与ができるようになる。2024年1月1日以後に生ずる災害により被害を受ける場合にこの措置が適用される。

これらの改正により、資産1億円から2億円程度までの相続税があまり高額にならない層にとっては、相続時精算課税を利用した生前贈与がしやすくなるといえる。

2.4. 大綱による改正により考えられる副次的な影響

生前贈与の相続税対象期間が死亡前3年以内から死亡前7年以内に延長されることにより、多額の相続財産を有する富裕層が、財産を生前に分割して贈与することで、相続税の税率よりも低い税率の贈与税の負担で資産を移転することが難しくなる期間が延びることとなる（[2.2.](#)参照）。従って、計画的な贈与による富裕層の税負担の軽減に一定の歯止めがかかるだろう。また、改正後の取扱いが適用されず、相続財産への持ち戻し期間が改正後と比べて短い2026年末までに、「駆け込み贈与」のニーズが強まる可能性も考えられる³。

³ もっとも、財務省「説明資料〔資産課税（相続税・贈与税）〕」（令和4年11月8日（火）税制調査会）によ

もつとも、今回の税制改正では、相続税対象期間が延長された一方で、暦年課税の仕組みが当面維持される方針が明確になった面もある。今後、相続税の累進負担を回避する目的で、むしろ財産を移転しようとする人が元気なうち（7年以内の死亡が見込まれないうち）に、財産を贈与していく動きが増えてくる可能性もあり得る。

3. 贈与税非課税措置の改正

3.1. 現行制度の概要

直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税非課税措置（以下、教育資金贈与税非課税措置）とは、30歳未満の者⁴が、教育資金に充てる目的で、金融機関等の契約に基づき、直系尊属から①信託受益権を取得した場合、②書面による贈与により取得した金銭を銀行等に預け入れをした場合、③書面による贈与により取得した金銭等を用いて証券会社等で有価証券を購入した場合、その信託受益権または金銭等のうち1,500万円まで⁵が贈与税非課税となる制度である。教育資金には、学校等の入学料や授業料などのほか、塾やスポーツなどの習い事といった学校等以外の教育に関する支払いも含まれる。

一方、直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税非課税措置（以下、結婚・子育て資金贈与税非課税措置）とは、18歳以上50歳未満の者⁶が、結婚・子育て資金に充てる目的で、金融機関等の契約に基づき、直系尊属から①信託受益権を取得した場合、②書面による贈与により取得した金銭を銀行等に預け入れをした場合、③書面による贈与により取得した金銭等を用いて証券会社等で有価証券を購入した場合、その信託受益権または金銭等のうち1,000万円まで⁷が贈与税非課税となる制度である。結婚・子育て資金には、挙式費用などの結婚関係の費用と、不妊治療代や幼稚園・保育所の保育料などの妊娠・出産・子育て関係の費用が含まれる。

結婚・子育て支援信託の新規契約数は、本制度が導入された2015年度当初は4,712件あったものの、2021年度で153件であり、利用件数が大幅に減少している⁸。教育資金贈与信託も新規契約数は、本制度が導入された2013年度当初は67,581件あったものの、2021年度では8,962件と利用件数が減少している⁹。さらに、これらの措置は資産の移転に対して何らの税負担も求めない制度であり、富裕層が子や孫への資産移転に使い、格差の固定化防止につながるのではないかと指摘されていた。令和3年度の大綱では、結婚・子育て資金贈与税非課税措置について、「次の適用期限の到来時に、制度の廃止も含め、改めて検討する」とされており、令和4年

ると、2020年度の相続税の課税件数割合（年間課税件数／年間死亡者数）は8.8%であり、多くの人にとっては、今回の改正は大きな影響はないと思われる。

⁴ 信託受益権等を取得した年の前年分の合計所得金額が1,000万円以下である場合に限る。

⁵ そのうち、学校等以外に支払う金銭は500万円まで。

⁶ 信託受益権等を取得した年の前年分の合計所得金額が1,000万円以下である場合に限る。

⁷ 結婚関係は300万円まで。

⁸ 財務省「説明資料〔資産課税（相続税・贈与税）〕」（令和4年11月8日（火）税制調査会）より。信託協会公表の実績による。

⁹ 脚注8に同じ。

度の大綱では、贈与税非課税措置全般について、「格差の固定化防止等の観点を踏まえ、不断の見直しを行っていく必要がある」とされていた。また、政府税制調査会においても、特に、教育資金や結婚・子育て資金贈与税非課税措置は廃止する方向で検討することが適当との意見が出されていた。

3.2. 大綱による改正点

上記のように、廃止が適当との指摘があったものの、大綱では、教育資金贈与税非課税措置は3年、結婚・子育て資金贈与税非課税措置は2年延長するとしている。ただし、相続税の課税対象の財産が5億円を超える場合は教育資金の特例を受ける条件を厳しくするなど、格差の固定化防止に配慮した措置がなされている（図表6）。

図表6 贈与税非課税措置の大綱による改正点まとめ（赤字が改正点）

	教育資金 贈与税非課税措置	結婚・子育て資金 贈与税非課税措置
受贈者の年齢	30歳未満	18歳以上50歳未満
非課税限度額	1,500万円	1,000万円
適用期間	2023年3月31日まで ⇒2026年3月31日まで	2023年3月31日まで ⇒2025年3月31日まで
贈与後に贈与者が死亡した場合	受贈者が23歳未満等であれば贈与の残額は相続税の課税対象にならない⇒贈与者の相続税の課税対象財産が5億円を超える場合、受贈者が23歳未満等であっても、贈与の残額を相続税の課税対象とする	贈与の残額が相続税の課税対象になる
受贈者の上限年齢が到来したときの贈与税率	特例贈与財産の税率 ⇒一般贈与財産の税率	特例贈与財産の税率 ⇒一般贈与財産の税率

（注）赤字が大綱による改正点。

（出所）大綱、法令より大和総研作成

①教育資金贈与税非課税措置の大綱による改正

大綱では、教育資金管理契約の終了の日までの間に贈与者が死亡した場合、贈与者が死亡したことに伴い発生する相続税の課税対象の財産が5億円を超える場合には、受贈者が23歳未満である場合等であっても、非課税抛出額から教育資金支出額を控除した残額を、相続により取得したものとみなすとしている。つまり、現行制度では、受贈者が23歳未満（学生等）である場合等には、贈与の残額は相続税の課税対象とならないが、多額の相続財産を持っている人から贈与していた場合には相続税の課税対象にするというものである。

さらに、大綱では「受贈者が30歳に達した場合等において、非課税抛出額から教育資金支出額を控除した残額に贈与税が課されるときは、一般税率を適用することとする」としている。

暦年課税では、「直系尊属から18歳以上の者への贈与の場合」（特例贈与財産）とそれ以外の

一般贈与財産により税率が異なっており、現行制度では、受贈者が18歳以上であれば、教育資金贈与税非課税措置は特例贈与財産に該当していた。つまり、図表7のように、受贈者が18歳以上であれば、300万円超4,500万円以下の部分の贈与について、一般贈与財産より1段階税率が軽減された税率で贈与が可能であった。しかし、教育資金贈与税非課税措置を使い、受贈者の適用年齢が到来して贈与ということになれば、一般贈与財産と同じ税率（現行制度よりも高い税率）で贈与税が課税されることになるものと思われる。

これらの改正は2023年4月1日以後に取得する信託受益権等に係る相続・贈与税について適用される¹⁰。

図表7 贈与税額の速算表

一般贈与財産			特例贈与財産		
基礎控除後の課税価格(A)	税率(B)	速算控除額(C)	基礎控除後の課税価格(A)	税率(B)	速算控除額(C)
200万円以下	10%	—	200万円以下	10%	—
200万円超 300万円以下	15%	10万円	200万円超 400万円以下	15%	10万円
300万円超 400万円以下	20%	25万円			
400万円超 600万円以下	30%	65万円	400万円超 600万円以下	20%	30万円
600万円超 1,000万円以下	40%	125万円	600万円超 1,000万円以下	30%	90万円
1,000万円超 1,500万円以下	45%	175万円	1,000万円超 1,500万円以下	40%	190万円
1,500万円超 3,000万円以下	50%	250万円	1,500万円超 3,000万円以下	45%	265万円
3,000万円超	55%	400万円	3,000万円超 4,500万円以下	50%	415万円
			4,500万円超	55%	640万円

(注)「税額＝(A)×(B)－(C)」より計算される。

(出所) 法令より大和総研作成

②結婚・子育て資金贈与税非課税措置の大綱による改正

教育資金の場合と同様に、大綱には、2023年4月1日以後に取得する信託受益権等に係る贈与税は、「受贈者が50歳に達した場合等において、非課税拠出額から結婚・子育て資金支出額を控除した残額に贈与税が課されるときは、一般税率を適用する」と記述されている。これ以上の詳細な説明はないが、こちらも、受贈者の対象年齢を過ぎた場合に贈与税が課される場合は、特例贈与財産ではなく、一般贈与財産の税率で課税されることを意味するものと考えられる。

3.3. 今後の見直しの方向性

今回、これら贈与税非課税措置が延長されることになったが、教育資金贈与税非課税措置については、「次の期限到来時には、利用件数や利用実態等を踏まえ、制度のあり方について改めて検討する」、結婚・子育て資金贈与税非課税措置については、「次の適用期限の到来時には、利用件数や利用実態等を踏まえ、制度の廃止も含め、改めて検討する」とされている。従って、将来的には廃止も含めて、再度見直される可能性があることに注意が必要である。

¹⁰ そのほか、大綱では、「本措置の対象となる教育資金の範囲に、都道府県知事等から国家戦略特別区域内に所在する場合の外国の保育士資格を有する者の人員配置基準等の一定の基準を満たす旨の証明書の交付を受けた認可外保育施設に支払われる保育料等を加える」（2023年4月1日以後に支払われる教育資金について適用）としている。